

2024（令和6）年12月11日

株式会社HAL 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

貴社の販売している「Dr. Stick type X」（以下「本件商品」といいます。）に関するインターネット広告について、当会からの令和6年1月5日付お問合せに対し、令和6年1月17日付にてご回答（以下「本件回答」といいます。）を下さいましてありがとうございます。貴社からのご回答を踏まえ、下記のとおり申し入れをいたします。

つきましては、本申し入れに対する回答を、令和7年1月8日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第一 申し入れの趣旨

本件商品に関する次のインターネット広告（以下「本件広告」といいます。）のうち、以下の表示について、その使用を取り止めるか、又は内容を修正されるよう申し入れます。

【広告URL】

https://ec.dr-stick.shop/lp?u=typex_questionary_mint_brandsite_t15_04

【申し入れ対象の表示】

①「本体相当分無料！ 11,220円OFFで今すぐ手に入れる！」（以

下「広告表示①」といいます。)

- ②「どのような理由でも満足できなかった場合は、初回分を全額返金致します。」(以下「広告表示②」といいます。)
- ③「購入回数に縛りなし」、「お届け回数に関わらず解約 OK!」、「お届け回数の契約縛りなし!」(以下「広告表示③」といいます。)
- ④「ご注文内容の確認」画面(いわゆる最終確認画面、以下「広告表示④」といいます。)

第二 申し入れの理由

1 広告表示①について

消費者庁作成の『不当な価格表示についての景品表示法上の考え方』によれば、二重価格表示を行う場合、比較対照価格がどのような価格であるかを正確に表示することが求められています。これに対し、広告表示①では、比較対照価格が表示されていないことから、不当景品類及び不当表示防止法5条2号に違反し、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと思料いたします。

したがって、広告表示①について、その使用を取り止めるか、又は消費者を誤認させない表示に修正されるよう申し入れます。

なお、広告表示①の比較対照価格が単品価格である場合、単品価格で本件商品を販売した個数をお知らせください。

2 広告表示②について

消費者庁作成の『打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関する留意点(実態調査報告書のまとめ)』によれば、商品に関して強調表示を行う一方、これについて例外などがあるときは、その旨の表示を分かりやすく適切に行うことが求められています。これに対し、広告表示②では、その下部において、注意事項、適用条件、お申し込み手順が記載されていますが、その文字が小さく、見にくいことから、あたかも無条件で初回分全額返金保証を受けられるものと、消費者を誤認させるおそれがあります。

したがって、広告表示②について、不当景品類及び不当表示防止法5条2号に抵触するおそれがあるものと思料いたしますので、その使用を取り止めるか、又は消費者を誤認させない表示に修正されるよう申し入れます。

3 広告表示③について

本件広告では、「ご注文完了後のお客様都合による返品・交換・ご注文のキャンセルについては、一切受け付けておりません。」との注意書きがあり、また、本件回答によれば、クレジットカードの悪用等を想定した対策として、「1回目にお届けした商品のお受け取り」を解約の条件としている旨の記載があります。したがって、本件商品の定期購入契約を解約するにあたっては、実際には、1回目の商品を受け取ることが条件となるのに対し、

広告表示③では、あたかも1回も商品を受け取ることなく契約を解約できるものと、消費者を誤認させるおそれがあります。

したがって、広告表示③について、不当景品類及び不当表示防止法5条2号に抵触するおそれがあるものと思料いたしますので、その使用を取り止めるか、又は消費者を誤認させない表示に修正されるよう申し入れます。

4 広告表示④について

また、特定商取引に関する法律12条の6の1項2号では、いわゆる最終確認画面において、契約解除に関する事項を表示すべきものとされているにもかかわらず、広告表示④では、「1回目にお届けした商品のお受け取り」が解約の条件である旨の記載が表示されておられません。

したがって、広告表示④について、特定商取引に関する法律12条の6の1項2号に抵触するおそれがあるものと思料いたしますので、消費者を誤認させない表示に修正されるよう申し入れます。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444